

すぐわかる！よくわかる！

『不動産オーナーや事業者に及ぼす

民法改正と賢い対策』

～これで解決！貸家・貸地をめぐる法律と税金～

平成29年6月2日の官報において、「民法の一部を改正する法律」が公布されました。民法のなかでも債権法の分野が改正されるのは民法制定以来初で、実に120年ぶりとなり、不動産オーナーや事業者の業務にも多大なる影響があります。さらには民法の相続税法の分野の改正も検討されており、ますます日が離せません。本セミナーでは最新の法律と税制の改正を踏まえたうえで、不動産オーナーや事業者が今後どうすべきかを不動産の分野で日本では定評のある弁護士と資産税の超プロの税理士がわかりやすく解説致します！！万障お繰り合わせの上ご参加下さいませ。

日 時：平成29年10月27日(金) 13:30～16:40

参加費無料

受付開始 13:00

場 所：アプローズタワー 13階 貸会議室 1・2号室

定員 100名

ご挨拶 13:30～13:35

第1部 新債権法の民法改正による不動産オーナーや事業者の実務の留意点

13:35～14:35(60分) 講師 弁護士 江口正夫 氏

(休憩 14:35～14:45(10分))

第2部 ディスカッショントーキング

不動産オーナーや事業者に及ぼす民法改正と賢い対策

14:45～15:45(60分) 講師 弁護士 江口正夫 氏 × 税理士 坪多晶子 氏

(休憩 15:45～15:55(10分))

第3部 今すぐ取組むべき不動産オーナーの賢い対策

15:55～16:40(45分) 税理士 坪多晶子 氏

※上記スケジュールは一部、変更となる場合がございます

～講師 紹介～



神戸商科大学卒業。
1990年坪多税理士事務所設立。
1990年 有限会社 トータルマネジメントブレーン設立、代表取締役に就任。
2012年 税理士法人 トータルマネジメントブレーン設立、代表社員に就任。
上場会社の非常勤監査役やNPO法人の理事及び監事等を歴任後、上場会社や中小企業の資本政策、資産家や企業オーナーの資産承継や事業承継、さらに税務や相続対策などのゼネラルコンサルタントとして活躍する傍ら、全国で講演活動を行い、マスコミにも出演。各種税務に関する人気書籍も多数執筆。

弊社代表
税理士 坪多晶子



海谷・江口・池田
法律事務所
弁護士 江口正夫

東京大学法学部を卒業後、昭和57年に弁護士登録。その後、最高裁判所司法研修所弁護教官室所付、日本弁護士連合会代議員、東京弁護士会常議員を歴任。東京商工会議所や（公財）日本賃貸住宅管理協会等、全国で数々の講演。業務は会社法務、都市開発、経営承継等多岐にわたり、「決定版・定期借地権」「誰にもわかる借地借家法」「定期借地権50問50答」などの書籍も多く出版。民法・不動産の権利関係に精通。

お問合せ先：税理士法人トータルマネジメントブレーン・有限会社 トータルマネジメントブレーン

TEL:06-6361-8301(代) FAX:06-6361-8302 (担当:小椋、神藤)

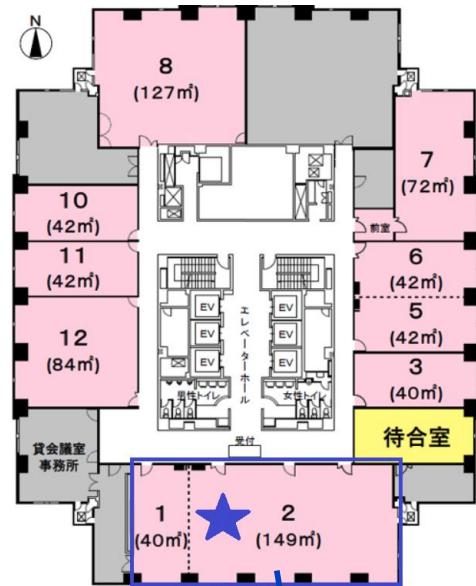
**TMBセミナー 10/27開催分
セミナー参加申込書兼受付票
申込先FAX 06-6361-8302**

申込締め切り:平成29年10月18日(水)必着

*申し込み多数の場合は、先着順にて定員になり次第締め切らせていただきます。 お問合先TEL06-6361-8301(担当:小椋・神藤)



アプローズタワー 13階
〒530-0013
大阪市北区茶屋町19番19号
TEL:06-6377-5577(または5578)



電車でお越しの方

- ・阪急梅田駅 茶屋町出口から6分
- ・JR大阪駅 御堂筋出口から10分
- ・地下鉄御堂筋線中津駅 4番出口から4分

エレベーターで13階までお上がり頂き、星印のお部屋までお越しください。

お車でお越しの方

アプローズタワーに駐車場完備(有料)

フリガナ		フリガナ	
御社名 御芳名		御同行者	
御住所			
電話番号	FAX 番号		
ご紹介者	※ご紹介者がいらっしゃる場合は、ご紹介いただいた方をご記入下さい。		
メールアドレス			

※大変お手数ではございますが、当日はこの申込書兼受付票をお持ち下さい。